

地域猫活動支援事業の 手 引 き

吹田市

目 次

1	これまでの背景と事業目的	・ ・ ・ ・	P. 1
2	用語の定義	・ ・ ・ ・	P. 1
3	支援内容	・ ・ ・ ・	P. 2
4	事業の流れ		
	①準備段階（団体の登録）	・ ・ ・ ・	P. 3
	②準備段階（物品支給）	・ ・ ・ ・	P. 4
	③活動段階（避妊・去勢手術）	・ ・ ・ ・	P. 5
	地域猫避妊・去勢手術等補助金の流れ	・ ・ ・ ・	P. 8
	④活動段階（実績報告等）	・ ・ ・ ・	P. 9
5	吹田市猫の飼養ガイドライン（抜粋）	・ ・ ・ ・	P. 10
6	記入例		
	①団体登録申請書	・ ・ ・ ・	P. 14
	②物品支給申請書	・ ・ ・ ・	P. 16
7	吹田市地域猫活動支援事業実施要領	・ ・ ・ ・	P. 17
8	吹田市地域猫避妊・去勢手術等補助金交付要領	・	P. 20

1 これまでの背景と事業目的

吹田市ではこれまで、所有者のいない猫による生活環境の被害や餌やり行為に関する住民間のトラブルに対し、「猫の飼養ガイドライン」の普及啓発を軸として、無責任な餌やりへの指導、猫の忌避方法の助言、避妊・去勢費用の助成等を行ってきましたが問題解決に至らないケースもあり、苦情相談は継続して寄せられてきました。このため問題解決の方法として全国的に普及しつつある地域猫活動を本市でも普及推進させていくこととしました。

地域猫活動とは、所有者のいない猫を地域の合意のもと、地域住民が主体となって、避妊・去勢手術を施し、一定のルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を行うことで、地域に住み着いた猫が地域住民と共生しながら、一代限りの命を全うするまで見守る活動です。

本事業は、地域猫活動に取り組む地域を支援することにより、本市でも地域猫活動を普及・定着させて、所有者のいない猫の適正管理を図ることで猫に起因する住民間のトラブルを減少させ、地域住民が快適に生活できるようにすることを目的としています。

2 用語の定義

□地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知や合意が得られている所有者のいない猫

□登録団体

吹田市に地域猫活動を行う団体として登録の申請書を提出し、登録された団体

□避妊・去勢手術

獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届け出を行っている同法第2条第2項に定める診療施設の獣医師による猫の生殖能力を永久に喪失させる手術

3 支援内容

地域猫活動を行なう団体（行おうとする団体も含まれます。）からの要請に基づいて以下の支援を行います。

□合意形成支援

- ・活動地域の住民に対して開催する説明会などに出席して、地域猫活動について説明を行います。
- ・活動地域の自治会長等への説明に同行して、説明を補助します。

□活動計画、活動ルールの作成支援

- ・地域猫活動を円滑に行うための活動ルールや活動計画の作成について助言し、補助します。

□避妊・去勢手術の実施支援

- ・登録団体が管理する地域猫に行う避妊・去勢手術にかかる費用を一部補助します。
- ・避妊・去勢手術を行なうため捕獲器の貸し出しを行います。
- ・捕獲に関する技術的な支援を行います。

□その他の支援

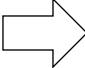
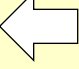
- ・地域猫活動をスムーズに開始することができるように、物品の支給や貸与を行います。

4 事業の流れ

①準備段階（団体の登録）、②準備段階（物品支給）、③活動段階（避妊・去勢手術）、④活動段階（実績報告等）に分けて流れを説明します。

① 準備段階（団体の登録）	・ ・ ・ ・ ・	3	ページ
② 準備段階（物品支給）	・ ・ ・ ・ ・	4	ページ
③ 活動段階（避妊・去勢手術）	・ ・ ・	5～8	ページ
④ 活動段階（実績報告等）	・ ・ ・ ・ ・	9	ページ

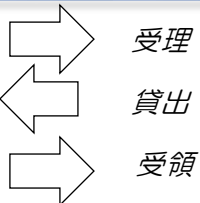
① 準備段階（団体の登録）

登録団体	吹田市
<p>1 地域猫活動を行おうとする団体の結成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>結成にあたり必要な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動地域を明確に決めてある。（吹田市 ・同一世帯ではない3人以上で活動する。 ・代表者を含む2人以上が活動地域に居住 </div> <p>2 猫の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理する地域猫の数や特徴を把握する。 <p>3 活動ルールや活動計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・餌場と猫用トイレの設置場所を決める。 ・餌やりや掃除の時間を決める。 ・活動会員の役割を決める。 ・その他、費用分担など必要なルールを決める。 <p>4 地域住民の合意を得る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に説明し、合意を得る。 ・活動地域の自治会長等に説明し、同意を得る。 <p><u>自治会長等に活動計画書を1部提出</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>活動地域図（給餌の場所と猫トイレの設置場所の写真を添付）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>地域猫活動に関する同意書（様式第2号）</p> </div>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">吹田市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>内に限る。）</p> <p>している。</p> </div> <p>1 活動計画、活動ルールの作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動ルールや活動計画の作成のポイントを助言する。 <p>2 合意形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動地域の住民向け説明会などに参加して、地域猫活動について説明を行う。 ・活動地域の自治会長等への説明に同行して説明を補助する。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>受理・審査</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>地域猫活動団体登録決定通知書（様式第3号）</p> <p>団体登録の決定</p> </div>

② 準備段階（物品支給）

登録団体	吹田市
<p>1 実際に地域猫活動を行うための準備</p> <p>地域猫活動物品支給申請書（様式第4号）</p> <p style="text-align: right;">受領 ←</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>物品の支給は団体が登録をした年度に1回限り。</p> <p>支給物品と支給の上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スコップ 4個 以内 ・プランター 4個 以内 ・トイレ用園芸の砂 4袋 以内 ・ビブス又は腕章（※） 4枚 以内 <p>※ビブス、腕章は地域猫活動を中止するときに、吹田市に返却が必要。</p> <p style="text-align: right;">※ 返却</p> </div> <p>2 活動開始</p>	<p style="text-align: center;">⇒ 受理</p> <p style="text-align: center;">支給</p> <p>1 その他の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動に必要な物品を支給する。 ・猫の飼養に関する相談への助言を行う。 <p style="text-align: center;">⇒ 受領</p>

③ 活動段階（避妊・去勢手術）

登録団体	吹田市
<p>1 避妊・去勢手術の実施について計画する</p> <ul style="list-style-type: none"> いつ、誰が、どのように捕獲するのか。 <p>捕獲器が必要な場合・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>捕獲器貸出申込書</p> <p style="text-align: right;">受領</p> <p style="text-align: right;">返却</p> <p>※貸出期間は14日以内。</p> </div>	<p>1 避妊・去勢手術の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲に関して技術的な助言をする。 捕獲器を貸し出す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div>
<ul style="list-style-type: none"> 動物病院はどこにするのか。 搬送はどのようにするのか。 費用の支出をどうするのか。 <p>2 活動地域に周知する</p> <p>3 避妊・去勢手術の補助金を申請する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周知に関して技術的な助言をする。 登録団体が管理する地域猫に行う避妊・去勢手術にかかる費用を一部補助する。
<p>地域猫避妊・去勢手術等補助金</p> <p>□ 補助金の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術費用とその関連費（<u>抗生剤等</u>、<u>投薬</u>、<u>麻酔</u>、<u>処置</u>、<u>入院費</u>、<u>交通費</u>） <p>□ 補助金の額（上限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> メス 1匹 15,000円 オス 1匹 10,000円 <p>※1登録団体につき15匹まで</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>獣医師が発行する領収証書に記載されているもの</p> </div>
<p>補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>※性別不明の場合はメスで申請してください。</p> <p>4 避妊・去勢手術を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲、動物病院に搬送 ※60日以内 手術（ただし2月1日以降の交付決定の場合は、年度末までに） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p style="text-align: center;">交付決定</p> </div> <p>※交付決定通知書に記載された<u>猫の数</u>、<u>交付決定額</u>が越える場合は追加分について再度申請してください。</p>

- 手術（再掲）

※30日以内

※5で提出する手術実施報告書に、
獣医師の証明（署名等）をもらって
ください。

※手術後の耳先カットしてあることが
分かる猫の全身が写った写真を撮っ
ておいてください。

※捕獲、手術が複数回に分かれた
場合は、最後の猫の手術時にオス、
メスの数が確定する。

- 活動地域に戻す。

補助金変更申請書申請書（様式第3号）

※交付決定通知書に記載された
猫の数や交付決定額を下回る
場合に提出してください。

※交付決定通知書に記載された
猫の数や交付決定額を超える
場合は追加分について、再度の
申請が必要です。

5 実績を報告する

手術実施報告書（様式第5号）

- 実際に手術を実施した費用

※手術等の領収書の写しと、手術後の
耳先カットしてあることが分かる
猫の全身が写った写真を添付して
ください。

6 補助金を請求する

補助金請求書（様式第6号）

⇒ 受理・審査

補助金変更交付決定通知書（様式第4号）

変更交付決定

⇒ 受理・審査

← 交付（指定口座に振込）

.....

7 辞退届を提出する必要があるとき

交付決定から60日以内に手術を受けられ
なかったとき（※14日以内に提出）

辞退届（様式第7号）

→ 受理

8 その他交付決定を取り消すとき

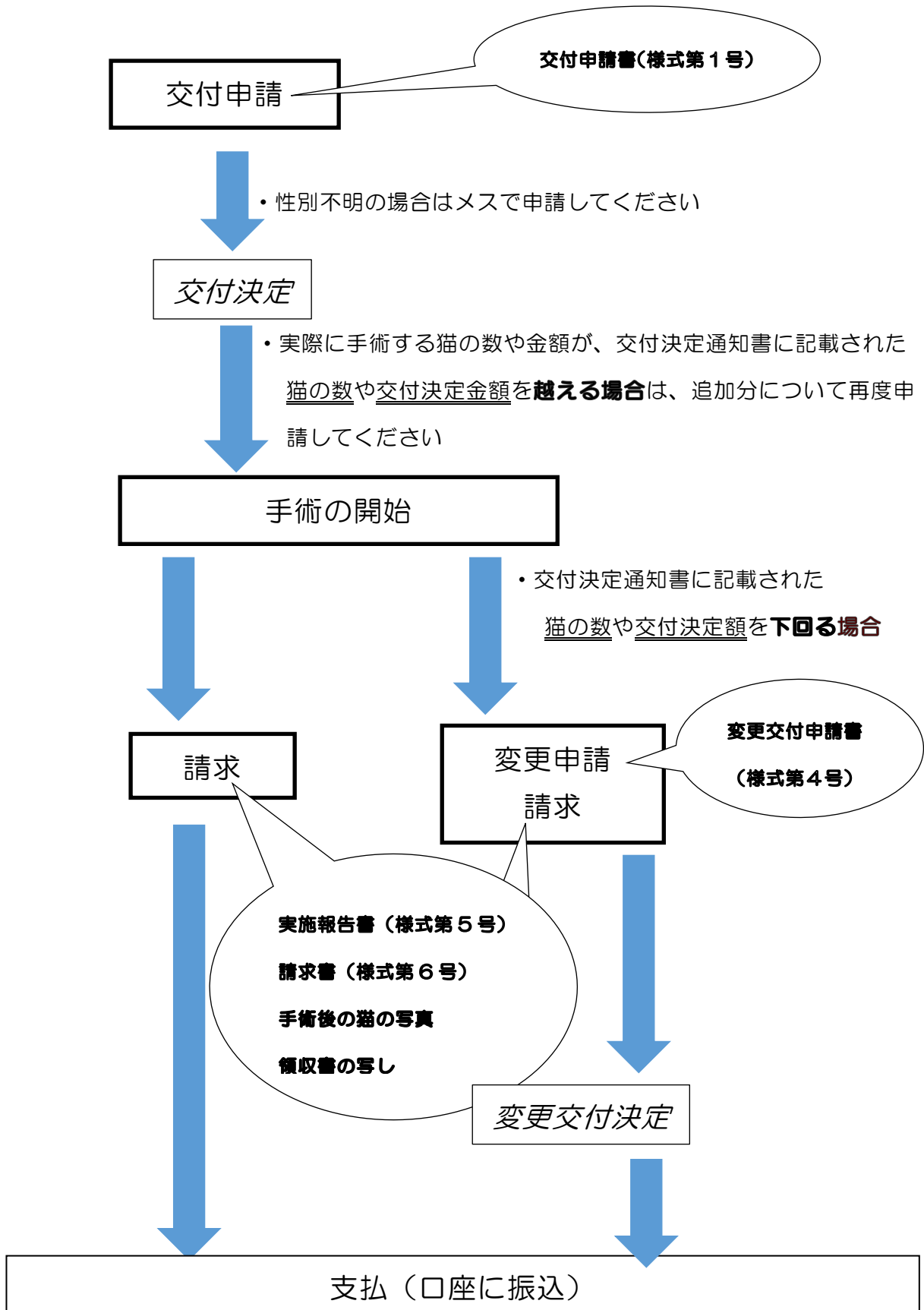
- ・ 偽りなど不正な手段で交付を受けたとき
- ・ 交付決定から60日以内に手術を受けられなかったときや、その場合で14日以内に辞退届の提出がされなかったとき

← 交付決定取消通知書（様式第8号）
取消

9 返還

取消しに関する部分で既に補助金の交付を受けている場合は指定期限までに返還が必要

地域猫避妊・去勢手術等補助金の流れ



④ 活動段階（実績報告等）

登録団体	吹田市
<p>1 実績報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年4月30日までに前年度の活動実績を提出する。 <p>実績報告書（様式第6号）</p> <p>2 努力義務等</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡会の開催など新たな飼い主探し （努力義務） <p>← 新たな飼い主への譲渡にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> マイクロチップの装着（努力義務） 室内飼養（責務） <p>3 登録申請書の内容に変更があった場合</p> <p>変更届（様式第5号）</p> <p>4 地域猫活動の継続が困難となった場合</p> <p>解散届（様式第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ビブス、腕章を返却 <p>※地域猫が残っているときは、活動の後継者を探してください。</p>	<p>⇒ 受理</p> <p>⇒ 受理</p> <p>⇒ 受理</p> <p>⇒ 受領</p>

吹田市猫の飼養ガイドライン（抜粋）

2 地域猫活動について

地域猫活動は、所有者のいない猫がこれ以上増えないように避妊・去勢手術を行ない、決まった場所と時間に餌を与え、餌の後片付けや糞尿の始末を行なうことにより、猫による生活環境被害や住民間のトラブルを減らしながら、将来的に所有者のいない猫をなくしていく活動です。

地域猫活動は、地域住民が地域の問題を地域で解決するため、自ら主体となって、ボランティアや行政と協働して取り組むことが大切であり、人と猫とが共生していくための有効な方法として全国各地で行われています。

(1) 地域猫活動の役割分担

ア 地域住民の役割

猫のトラブルは個人で解決するのは難しい場合があります。そのため、猫の問題を自らが生活する地域の環境問題としてとらえ、共有することが解決の糸口となります。猫に対しての考え方や感情、関わり方が異なる住民同士がコミュニケーションをとることができる場を設け、地域の実情に合わせた解決策を考えることが大切です。

地域住民が地域猫活動の趣旨を十分に理解し、活動実施についての同意や理解、見守りを行います。自治会で取り組む場合では、活動を継続していくために活動費用のバックアップをすることも考えられます。

イ ボランティアの役割

地域住民のボランティアを中心に代表者を決め複数で役割分担をしながら地域猫対策に取り組むこととなります。

役割としては、地域住民と合意のもと、猫の飼養に関するルールづくり、避妊・去勢手術、餌やり、後片付け、糞尿の始末（トイレの設置を含む。）、猫台帳の作成、猫に関する相談などがあります。

ウ 行政の役割

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に行なうため、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発を図ります。

地域猫活動支援事業においては、活動団体等が地域で合意を得るために、地域の住民に地域猫活動の概要を説明したり、活動団体等に活動ルールや計画作りの助言を行います。また、一定の要件を満たした登録団体には、猫用トイレ等の支給やビブス等の貸与、

捕獲器の貸出、避妊・去勢手術費用の助成金の支給、猫の飼養に関する技術的支援を行います。

(2) 地域の合意形成

地域猫活動には周辺住民の理解と協力が必要です。自治会等地域の合意形成が図られていない中で、一方的に行なえばトラブルの原因となります。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行きましょう。地域で話し合いを行なう際には、実際に活動を行なう人、猫が嫌いな人や好きな人など様々な考えを持つ人を交えて話し合ってください。

自治会等地域などの協力が得られれば、掲示板や回覧版等により、地域猫活動が「単に猫好きの活動」といった誤解をされることなく、地域猫活動に対する正しい理解がより一層深まることでしょう。

事前に各関係者が集まり地域の現状を確認し、また、立場の違いを認め合いながらも地域での合意形成のためのルール作りを検討していくことも必要です。

(3) 適切な管理にあたっての留意事項

ア 継続できるルールを決める

参加者で役割分担、ローテーション、スケジュールを決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

また、トラブル等が発生した場合には速やかに対処できるよう、あらかじめ代表者を決めておき連絡先などを明確にしておくことも必要です。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで後で役に立ちます。

イ 説明会

地域猫活動に対する関心と理解を深めていくためには、説明会や報告会を開催することも必要です。

特に活動を始める前には、地域住民にその活動が十分理解していただけるよう、ボランティアや行政と連携を図りながら、具体的な説明会を開催することが大切です。

ウ 餌やり

餌やり場は地域住民に迷惑がかからない場所に固定します。

餌は決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。

猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収するとともに周辺の清掃をしましょう。

「置き餌」はカラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になることから絶対にやめましょう。

残飯を与えると、猫の糞尿の悪臭を誘発するとともに、猫が味を覚えてゴミを漁る原因にもなりますのでキャットフードを与えましょう。

エ トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔にし、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行ない、トイレ以外の場所で排泄していたら、速やかに処理、清掃をします。

オ 避妊・去勢手術と耳先V字カット

地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。野良猫の寿命は4～5年といわれていますので、避妊・去勢手術を実施し、きちんと管理をすれば数年でその地域から野良猫はいなくなると考えられます。

誤って飼い猫を捕獲しないように、前もって周辺地域に捕獲日や予定している猫について周知しましょう。

また、避妊・去勢手術を済ませた猫には、未実施の猫と識別するため、必ず耳先V字カットをしましょう。猫が別の場所へ移動しても、再度手術をされることを防ぎます。

カ 新しい飼い主探し

定期的に人が餌を与えることで、人に対する警戒心が少なくなります。猫のためにも、子猫や人慣れした猫は貰い手を探しましょう。

キ 報告

地域猫活動がスタートしたら、避妊・去勢手術をした猫の数、餌場にいる猫の数、協力者の募集等、まめに報告し地域住民に活動内容を広く知ってもらいましょう。

周知の方法等については地域に合わせたものを心がけましょう。

(4) その他の必要事項

ア 法令の遵守

飼い猫と同様、関係する法令は遵守しましょう。

イ 猫の生態についての知識を深める。

地域猫は屋外で活動するため、猫の飼養にあたっては、猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性をより一層理解することが大切です。

ウ 猫の把握

地域で管理する猫の個体や数を把握しましょう。個体把握することで他の地域から来た猫に早く気づくことができ、避妊・去勢手術等の対処が速やかに行なえます。

エ 爪とぎ板等の準備

周辺の壁や樹木等を傷つけないよう、爪とぎ板や絨毯を裏返しにしたもの等を用意しましょう。

オ 捕獲が困難な場合の対処

手術をするための捕獲が難しい場合には、経験豊富なボランティア、獣医師、行政担当者に相談しましょう。

カ 病気、負傷の時の対応や健康の保持

病気や負傷をしているときは、動物病院を受診するなど責任をもって対応しましょう。また、伝染病や寄生虫の予防等、健康保持に関する相談や適切な措置を行いましょう。

キ 侵入防止策の検討

猫が侵入するのに好ましくない場所（砂場、芝生等）については、侵入防止策を検討しましょう。

吹田市地域猫活動団体登録申請書

令和●●年●●月●●日

吹田市長 様

ふりがな	すいたちいきねこぐるーぶ
団体名	すいた地域猫グループ
ふりがな	すいた みか
代表者氏名	吹田 美化
代表者住所	〒●●●●-●●●● 吹田市●●●●1-1-1
連絡先	(06) ●●●●-●●●●
活動地域	吹田市●●●●1丁目1番から3番

吹田市地域猫活動支援事業実施要領第 4 条の規定により、地域猫活動団体の登録を申請します。

地域猫活動計画

1. 管理する猫の数	9 匹(うち、避妊・去勢手術済の猫 2 匹)		
2. 給 餌	場 所	●●広場	
	頻 度	1 日 1 回	
	時 間 帯	10 時頃、 時頃	
3. 猫用トイレ	場 所	●●広場、活動会員 2 の自宅	
	頻 度	1 日 1 回	
4. 活 動 会 員 ※代表者を除く ※2 人以上の場合は裏面に記載	活動地域内 人、その他の地域 人		
	ふりがな	住 所	
	氏 名		
	1	えいせい きよし 衛生 清	吹田市●●●●1-2-2 代表者に連絡が見つからない場合の連絡先 (06)●●●●-●●●●
		2	ちいき あい 地域 愛

	ふりがな		住 所
	氏 名		
4.活動会員 ※代表者を除く	3	ねこ よしみ	吹田市●●
		根古 良実	
	4		
	5		
5.地域の理解を得る ために行った取組	<input checked="" type="checkbox"/> 地域猫活動に関するチラシなどを配布した。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域（自治会等）の会合などで、話し合いをした。 <input checked="" type="checkbox"/> 自治会長等に説明した。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; margin-left: 10px;">()</div>		
6.備 考			

【添付書類】

※活動地域図

※給餌の場所と猫用トイレの設置場所の写真

※申請者が自治会等の団体でない場合は、自治会長等の同意書

同意をいただく際には、地域猫活動計画を自治会長等に1部提出してください。

活動地域に自治会が無い場合は、活動地域内の全世帯の同意書が必要です。

【確認事項】

以下の事項に該当している場合は、□にチェックを記入してください。

- 1. 活動地域で管理する所有者のいない猫の数、生息場所、行動範囲等を把握しています。
- 2. 地域住民に給餌場所及び猫用トイレの設置場所を明確に示し、活動地域や活動内容等について周知を行っています。
- 3. 管理する猫に飼い主が現れたなどの地域住民間のトラブルは、自ら解決します。
- 4. 避妊・去勢手術は必ず行います。

吹田市地域猫活動物品支給申請書

令和●●年●●月●●日

吹田市長 様

地域猫活動に必要な物品について、次のとおり申請します。

ふりがな	すいたちいきねこぐるーぷ
団体名	すいた地域猫グループ
ふりがな	すいた みか
代表者氏名	吹田 美化
代表者住所	〒564-0072 吹田市出口町 1 9 - 3
連絡先	(06) ●●●●-●●●●

物品名	個 数
トイレ用 スコップ	4 個
トイレ用 プランター	4 個
トイレ用 園芸の砂	4 袋
ビブス又は腕章	<input checked="" type="checkbox"/> ビブス 4 枚 ・ <input type="checkbox"/> 腕章 0 枚

支給物品の個数を記入してください。
(支給上限：スコップ4個、プランター4個、園芸の砂4袋、ビブス又は腕章4枚)

<p>上記のとおり物品を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受領者 _____</p>
--

吹田市地域猫活動支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、地域猫活動に取り組む地域を吹田市が支援することにより、市内に地域猫活動を普及・定着させて、所有者のいない猫の適正管理を図ることで、猫に起因する住民間のトラブルを減少させ、地域住民が快適に生活できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知や合意が得られている所有者のいない猫

(2) 地域猫活動

所有者のいない猫を地域の合意のもと、地域住民が主体となって、避妊・去勢手術を施し、一定のルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を行うことで、地域に住み着いた猫が地域住民と共生しながら、一代限りの命を全うするまで見守る活動

(3) 登録団体

地域猫活動を行う団体として吹田市に登録の申請書を提出し、登録された団体

(4) 避妊・去勢手術

獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による届け出を行っている同法第2条第2項に定める診療施設の獣医師による猫の生殖能力を永久に喪失させる手術。

(支援内容)

第3条 吹田市は、この要領に基づき地域猫活動を行う団体(これから行おうとする団体を含む。以下同じ。)から要請があったときは、必要な支援を行う。

(1) 合意形成支援

ア 地域猫活動を行う団体が、活動地域の住民に対して開催する説明会等への出席及び地域猫活動の説明に関すること。

イ 地域猫活動を行う団体が、活動地域を含む自治会の長等に行う説明の補助に関すること。

(2) 活動計画、活動ルールの作成支援

地域猫活動を行う団体が、地域猫活動を円滑に実施するための活動計画及び活動ルールの作成に関すること。

(3) 避妊・去勢手術の実施支援

ア 登録団体が管理する地域猫に行う避妊・去勢手術にかかる費用の一部補助に関すること。

イ 捕獲器の貸し出しに関すること。

ウ 捕獲に関する技術的な支援に関すること。

(4) その他の支援

物品の支給に関すること。

(団体の登録)

第4条 この要領に基づき支援を受けようとする団体の代表者は、地域猫活動団体登録申請書(様式第1号)に活動地域図(給餌の場所と猫用トイレの設置場所の写真を添付したもの。)及び、地域猫活動に関する同意書(様式第2号)を添えて、登録の決定を受けなければならない。ただし、活動の準備に関する合意形成支援などはこの限りではない。

2 地域猫活動団体登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、地域猫活動団体登録決定通知書(様式第3号)により申請のあった団体の代表者に通知する。

(団体の登録要件)

第5条 この要領に基づき登録ができる団体は下記の各号について、いずれの要件も満たす団体とする。

(1) 同一世帯ではない3人以上で構成され、代表者を含む2人以上が活動地域に居住していること

(2) 活動地域が明確に定められた吹田市内の地域であり、活動地域を含む自治会の長等が当該地域猫活動に同意していること

(3) 活動計画を作成し、地域住民に給餌の場所及び猫用トイレの設置場所を明確に示し、活動地域や飼養管理のルールについて周知を行っていること

(物品の支給)

第6条 登録団体が、円滑に地域猫の飼養管理を開始することができるように、下記の物品を、下記の個数を上限として支給する。登録団体は物品の支給にあたり地域猫活動物品支給申請書(様式第4号)を提出すること。

なお、物品の支給は団体が登録をした年度に1回限りとする。

(1) トイレ用スコップ 4個

(2) トイレ用プランター 4個

(3) トイレ用園芸の砂 4袋

(4) ビブス又は腕章 4枚

2 地域猫活動を中止するときは、ビブス、腕章を吹田市に返却しなければならない。

(避妊・去勢手術費の一部補助等)

第7条 登録団体は、地域猫として飼養管理を予定している猫の避妊・去勢手術を行うにあたり、「吹田市地域猫避妊・去勢手術等補助金交付要領」に基づき、手術費用の補助金を申請することができる。

2 登録団体は、避妊・去勢手術の実施にあたり、事前に活動地域の住民に捕獲の実施日や予定している猫等の周知を行うこと。

(登録団体の内容変更)

第8条 登録団体は、代表者や活動会員の変更、地域猫の増加など登録内容に変更が生じた

場合は、地域猫活動団体登録事項変更届（様式第5号）を提出すること。なお、必要な場合は活動地域図（給餌の場所と猫用トイレの設置場所の写真を添付したもの。）を提出すること。

2 地域猫活動団体登録事項変更届の提出にあたっては、地域住民及び活動地域を含む自治会の長等に変更内容を伝えて、周知しておくこと。

（実績報告書の提出）

第9条 登録団体は、毎年4月末日までに前年度の実績報告書（様式第6号）を提出すること。

（解散届）

第10条 登録団体は、地域猫活動の継続が困難となった場合は、地域猫活動団体解散届（様式第7号）を提出すること。この場合において、まだ地域猫が残っているときは、活動を引き継ぐ者を探すように努めなければならない。

（努力義務及び責務）

第11条 登録団体は、地域猫の譲渡会を開催するなど、新たな飼い主を探すことに努めるものとする。

2 登録団体は、譲渡にあたって、新たな飼い主にマイクロチップの装着がもたらす有効性を伝え、マイクロチップの装着が実現されるように努めるものとする。

3 新たな飼い主は、猫にとってより安全な環境となるように、室内での飼養を行わなければならない。

（責任の所在）

第12条 地域猫活動の実施により生じた問題は、当該地域猫活動登録団体が誠実に対応かつ処理することとし、吹田市は責任を負わない。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、地域猫活動支援事業に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

吹田市地域猫避妊・去勢手術等補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域猫の避妊・去勢手術を行う場合において、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、所有者のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知や合意が得られている所有者のいない猫

(2) 地域猫活動

所有者のいない猫を地域の合意のもと、地域住民が主体となって、避妊・去勢手術を施し、一定のルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を行うことで、地域に住み着いた猫が地域住民と共生しながら、一代限りの命を全うするまで見守る活動

(3) 登録団体

地域猫活動を行う団体として吹田市に登録の申請書を提出し、登録された団体

(4) 避妊・去勢手術

獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届け出を行っている同法第2条第2項に定める診療施設の獣医師による猫の生殖能力を永久に喪失させる手術。（以下「手術」という。）

(対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、登録団体の代表者とする。

(補助金の対象及び額)

第4条 補助金の対象となる費用は、手術費用及びその関連費用（手術にかかる抗生剤等投薬・麻酔・処置・入院費等、獣医師が発行する領収証書に記載されているもの）とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を限度として、手術費用及びその関連費用に該当する額とする。ただし、1登録団体につき15匹を限度とする。

(1) メス 1匹 15,000円

(2) オス 1匹 10,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、手術を受ける前に、補助金交付申請書（様式第1号）の提出をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定を受けた後に、交付決定通知書の内容に変更が生じた場合には、変更交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(手術の実施等)

第8条 第6条に規定する補助金交付決定通知書、若しくは第7条第1項に規定する補助金変更交付決定通知書により通知を受けた者(以下「被承認者」という。)は、交付決定の日から60日以内に手術を受けること。

ただし、交付決定の日が2月1日以降のときは、当該申請日の属する年度末までに手術を受けるものとする。

2 被承認者は、手術の実施後30日以内に手術等実施報告書(様式第5号)を提出しなければならない。また、獣医師は、手術を実施した猫に耳先カットを行い、手術実施報告書に記入し、署名するものとする。

(交付の請求)

第9条 被承認者は、補助金請求書(様式第6号)に手術済みであることが外見から識別できるように耳先をカットしたことが分かる手術後の写真を添付し、速やかに提出するものとする。

(辞退の手続き)

第10条 交付の決定を行った日から60日以内に手術を受けることができなかつた場合については、14日以内に辞退届(様式第7号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金交付請求書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第12条 被承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 辞退届(様式第7号)の提出があったとき。

(3) 第7条1項又は第10条に違反したとき。

2 補助金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、その者に通知するものとし、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。

- 3 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

〒564—0072

大阪府吹田市出口町19番3号
吹田市健康医療部衛生管理課
(電話) 06—6339-2225